



ユナイト バックアップサービスのご案内

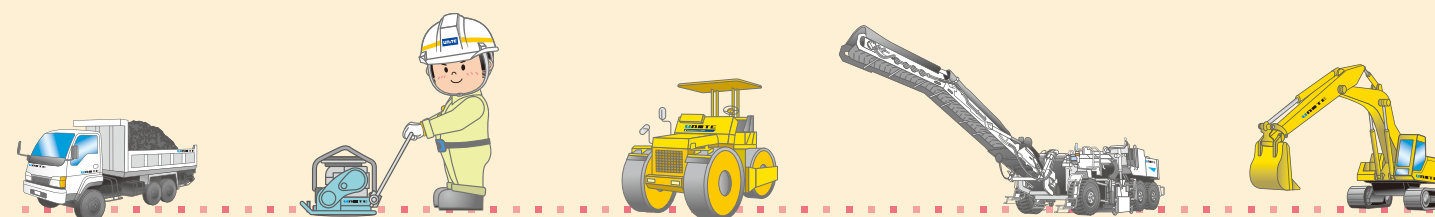
安心

安全

信頼

ユナイト株式会社
本社
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町1-14-8
TT-1ビルディング4階
TEL.03(6667)8471 FAX.03(5644)5780
<http://www.unitenet.co.jp/>

2015.3 初版



目次

■ ユナイトバックアップサービスについて	1
■ 各バックアップサービス補償内容	2
■ 自動車バックアップサービス	3
■ 動産バックアップサービス	6
■ 賠償責任バックアップサービス	8
■ ユナイトバックアップサービス共通対象外規定	11
■ 万一事故が起こったときは	12
■ 事故報告書 FAX用	13

！ ご注意

1. 「ユナイトバックアップサービス」は加入されたお客様のみを補償の対象としています。
2. このバックアップサービスはレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
3. 現場状況等により、「ユナイトバックアップサービス」の加入をお受け致しかねる場合がございます。
4. お客様ご負担金とは事故発生時にお客様にご負担頂く金額です。
5. 警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず届け出て下さい。
届出を怠った場合、補償対象とならない事がございます。
6. 盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることが補償の条件です。
7. 事故発生時はただちに弊社にご連絡下さい。遅れると補償の対象とできない場合がございます。
8. 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承認を必要といたします。
万一、弊社の承諾なく当事者間の和解等によって決められた賠償金の請求に対しての補償はいたしかねます。
9. 日常点検はお客様が実施していただきますようお願い申し上げます。
10. 弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払いできない場合がございます。
11. 各バックアップサービスの補償限度額を超える部分の損害についてはサービスの対象外となりますので、当社は被害者との示談等に一切関与いたしません。
12. 補償内容に休業損害は含まれておりません。
13. レンタル機械及び車両の修理につきましては、弊社指定工場とさせていただきます。
14. 再レンタル機械に関する各バックアップサービスは、当該機所有会社の補償制度を優先適用させていただきます。
15. このバックアップサービスのご案内に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に準ずるものとします。
16. 日本国内で発生した事故に限り補償の対象となります。
17. 「ユナイトバックアップサービスのご案内」は、2015年4月1日に改定されたものです。
又、この「ユナイトバックアップサービスのご案内」は、予告なく内容を変更する場合がございます。

この「ユナイトバックアップサービスのご案内」に関するお問合せは各営業所営業担当者へお問合せください。

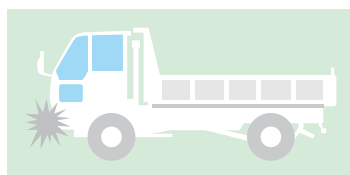
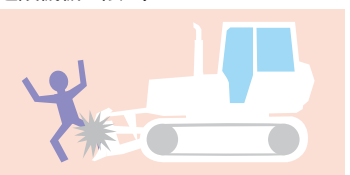
本誌掲載の記事・イラスト等の無断記載は禁止します。

ユナイトバックアップサービスについて

ユナイトバックアップサービスは、弊社のレンタルサービスをご利用いただくお客様は必ず、ご加入いただくこととなっております。但し、一部対象外機種がございます。

ユナイトバックアップサービスの補償概要

ユナイトバックアップサービスの内容は大きく下記の3種類に分けられます。

自動車バックアップサービス	動産バックアップサービス	賠償責任バックアップサービス
レンタル車両使用中における車両損害事故及び賠償責任事故が発生した場合のサービスを提供します。	レンタル機械使用中に発生した不慮の事故により機体本体への損害が発生した場合のサービスを提供します。	レンタル機械（登録ナンバー無）使用中に第三者へ損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生した際のサービスを提供します。（搭乗できる自走式建設機械に限る）
		

〈対象外の機種〉

- 機種…ローリータンク、ハロゲンランプ、敷鉄板等。
- ※ 対象外機種は、補償の対象となりません。
- 詳細は弊社営業担当へお問い合わせ下さい。

バックアップサービスの概要（安心サービス・緊急サービス）

- （1）安心サービス……基本的に費用のご負担はございません。^{注1}
レンタル機械及び車両使用中における第三者に対する賠償責任事故やレンタル車両に搭乗中の方が事故によりケガをされた場合等がサービス対象となります。
- （2）緊急サービス……機種により別途「サービス料」設定がございます。
レンタル機械及び車両が全損・部分損事故又は盗難事故となった場合には、代替機種及び修理サービスを提供いたします。
※ 各バックアップサービス（自動車・動産・賠償責任）のサービス詳細につきましては、パンフレット3～11ページをご参照下さい。

- 【補 償 期 間】レンタル期間に関係なく、弊社出庫日から弊社入庫日までの期間の全日数が補償対象期間となります。
- 【サ ー ビ ス 料】別紙「ユナイトサービス料及びお客様ご負担金」をご参照ください。
※ 上記補償期間全日数分を請求させていただきます。
- 【お客様ご負担金】補償対象事故発生の際、1事故毎・補償の目的毎にお客様にご負担頂く金額です。（1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。また、同一現場における2回目以降の盗難事故のお客様ご負担金は2倍となります。）
- 【休 業 補 償】レンタル機械及び車両の全損・盗難や部分損による修理期間中の休業損害については別途請求させていただきます。
- 【被 補 償 者】バックアップサービスに加入して頂いたお客様や、弊社及びお客様が使用を許可した下請業者様等。
- 【第 三 者】被補償者が偶然な事故により損害を与え、法的な賠償責任を負担しなければならない場合、その対象となる他人。
- 【保 険 契 約】ユナイトバックアップサービスの「安心サービス」につきましては、当社と保険契約を締結している損害保険会社が補償を提供いたします。
- 【登 録 ナ ン バ ー】自動車登録番号標または車両番号標、標識。

各 バ ッ ク ア ッ プ サ ー ビ ス 補 償 内 容

■自動車バックアップサービス

対 象 機 種	補償限度額及び補償内容 詳細は3～5ページ参照		お客様ご負担金 （ 1 事 故 ）
レンタカー （軽ダンプ・軽トラック等 ライトバン・1tトラック等 2tWキャブ・2tダンプ等 4tクレーン・4t散水車等 他車等）	対人賠償責任	無制限	0円
	対物賠償責任	1,000万円	10万円
	人 身 傷 害	3,000万円	0円
	車 両 損 害	代替機種および 修理サービス	部分損 10万円 全損・盗難 15万円～60万円
登録ナンバー付建設機械 （ホイルローダー、グレーダー、 ローラー、タイヤ式バックホー、 アスファルトフィニッシャー、 等）	対人賠償責任	無制限	0円
	対物賠償責任	1,000万円	10万円
	人 身 傷 害	3,000万円	0円
	車 両 損 害	代替機種および 修理サービス	部分損 10万円～50万円 全損・盗難 40万円～100万円

※消費税は別途申し受けます。
※自動車バックアップサービスの増額をご希望の際は、営業担当へご相談下さい。
注1. 自動車バックアップサービスを増額される際は、別途「サービス料」設定がございます。

■動産バックアップサービス

対 象 機 種	補償内容 詳細は6～7ページ参照	お客様ご負担金 （ 1 事 故 ）
一般建設機械・ハウス・トイレ （登録ナンバー付車両及び什器備品・ 事務機器・対象外機種等を除く）	レンタル中の機械に破損・汚損・盗 難等偶然な事故による損害が発生し た場合に代替機種および修理サービ スを提供いたします。	部分損害事故 5,000円～50万円 全損・盗難事故 1万円～300万円

※消費税は別途申し受けます。

■賠償責任バックアップサービス

対 象 機 種	補償限度額及び補償内容 詳細は8～10ページ参照		お客様ご負担金 （ 1 事 故 ）
自走式建設機械 （油圧ショベル、ブルドーザー、 フィニッシャー、タイヤローラ ー等、登録ナンバーがない車両 等） ※登録ナンバー付車両及び建設機械 は、自動車バックアップサービスの 対象となります。	レンタル機械（登録ナンバー無）使用中に第 三者へ損害を与え、法律上の損害賠償責任 が発生した際のサービスを提供します。		対人・対物：10万円
	対人賠償	1億円／1名	
		3億円／1事故	
	対物賠償	1,000万円／1事故	

※消費税は別途申し受けます。



自 動 車 バ ッ ク ア ッ プ サ ー ビ ス

〔自動車バックアップサービス〕 レンタル車両使用中における車両損害事故及び賠償責任事故が
発生した場合にお役に立ちます。

■補償内容

《安心サービス》

	対 象 機 種	
	レンタカー （軽ダンプ・軽トラック等、ライトバン・1t トラック等、2tWキャブ・2tダンプ等、 4tクレーン・4t散水車等、他車等）	登録ナンバー付建設機械 （ホイルローダー、グレーダー、ローラー、 タイヤ式バックホー、アスファルトフィニッ シャー等）
対 人 賠 償 責 任	無制限	
対 物 賠 償 責 任	1,000万円	
人 身 傷 害	3,000万円	

※ユナイテッドバックアップサービスの「安心サービス」につきましては、当社と保険契約を締結している損害保険会社が補償を提供いたします。
※自動車バックアップサービスの増額をご希望の際は、営業担当へご相談下さい。
注1. 自動車バックアップサービスを増額される際は、別途「サービス料」設定がございます。

《緊急サービス》

	車 両 全 般
車 両 損 害	全損・部分損事故又は盗難事故となった場合には、代替機種および 修理サービスを提供いたします。

■お客様ご負担金（1事故について）

	対 象 機 種	
	レンタカー （軽ダンプ・軽トラック等、ライトバン・1t トラック等、2tWキャブ・2tダンプ等、 4tクレーン・4t散水車等、他車等）	登録ナンバー付建設機械 （ホイルローダー、グレーダー、ローラー、 タイヤ式バックホー、アスファルトフィニッ シャー等）
対 物 賠 償 責 任	10万円	
車両損害（部分 損 害）	10万円	10万円～50万円
車両損害（全損・盗難）	15万円～60万円	40万円～100万円

■補償対象事故

《対人賠償責任補償》

○レンタル車両を通常の運転中に、※a 第三者（他人）の身体 に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任（対人
賠償責任補償で定める補償範囲内）の補償を被害者1名につき補償限度額を限度に受けられます。
※a 通常の運転中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での運転中に発生した事故であり、故意又は、無理な運転により発生した事
故については、通常運転中の事故とはなりません。

《対物賠償責任補償》

○レンタル車両を通常の運転中に、第三者（他人）の財物 に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任（対物賠
償責任補償で定める補償範囲内）の補償を1事故につき補償限度額を限度に受けられます。

《人身傷害補償》

○レンタル車両に搭乗中の事故でケガによる治療費・休業損害あるいは死亡・後遺障害による逸失利益・精神的障害等補償を受けられ
る方1名について過失割合にかかわらず、補償限度額を限度に実際の損害額の補償を受けられます。※b
※b 相手の方からの賠償金や、労働災害補償制度等による給付がある場合は優先使用を前提とさせていただきます。

〔自動車バックアップサービス〕 次ページへ続く ▶

《車両損害補償》

1. レンタル車両を**通常の運転中に発生した事故**による損害。
2. レンタル車両を保管中及び使用中における**火災**による損害（地震を原因とする火災を除く）。
3. レンタル車両を保管中及び使用中における**風災**による損害。
4. レンタル車両を保管中及び使用中における**盗難**による損害。
5. レンタル車両を保管中及び使用中における**いたずら**による損害。

●●●補償対象事故例●●●

1. 交差点内を青信号で直進した際、右折して来た対向車と接触し、双方破損してしまった（対物／車両損害補償）
2. 雨天高速道路走行中、スリップして他の車と追突し、車体を破損させてしまった（車両損害補償）。
3. 車両走行中、飛び出してきた通行人と接触しケガを負わせてしまった（対人賠償責任補償）。
4. 車に搭乗中交差点内で対向車と接触し、入院したために治療費や休業損害が発生した。（人身傷害補償）

■主な補償対象外事故

11ページ「ユナイテバックアップサービス共通対象外規定」参照。

《対人賠償責任補償・対物賠償責任補償》

1. 賠償責任補償にて取り決めている補償額を超える分の損害。
2. 事故を起こした人と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。
3. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。**※C**
4. 運転者の会社（JV及び共同作業従事者を含む）及び個人が所有・使用・管理する財物の破損損害。
5. お客様の請負っている工事対象物そのものの損害（建築中の建物を破損した等）。
6. 当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金。
7. 所轄警察へ事故届けが出されていない場合。

※C 他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません。

《人身傷害補償》

1. レンタル車両の運行に起因しない事故により生じた損害。
2. 無免許運転又は酒酔い、麻薬等の影響により、正常な運転ができない恐れがある状態で運転している場合にその本人について生じた傷害。
3. 自殺やけんか、又は犯罪等によってその本人について生じた傷害。
4. 対象自動車の使用について、被補償者の承諾を得ずに搭乗中に起きた事故。
5. 補償を受けられる方の故意または重大な過失により補償を受けられる方本人に生じた損害。
6. 補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害。



《車両損害補償》

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作動油・オイル・冷却水・安全装置等）。
2. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
3. 車両もしくは車両に付属する機械の能力を超えた使用（クレーンの吊上げ重量制限を越えた等）、及び不適当な使用（用途外使用）による損害。
4. 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害。
5. パーフィーダー、コンベア、タイヤ等消耗品、ライト等、荷台及びあおりの車体損害。
6. トランスミッション（変速機）単体の損害。
7. クラッチ板等の摩耗焼付による単体の損害。
8. 積載重量オーバー（過積載）による事故。積荷の不完全な固定、積載方法の不備・制限違反等による事故による損害。
9. 許容荷重を超えた作業や、クレーン付車等のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害。
10. 取扱説明書等によらず、作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等（事故が予見できる行為）。
11. お客様の誤った電氣的・機械的操作に起因する損害。
12. 欠陥・摩耗・腐食・塩害・さび・かび・虫食い、その他自然の消耗による損害。
13. 凍結による損害（凍結によるスリップ事故は除く）。
14. 詐欺、横領による損害。
15. 所轄警察へ事故届けが出されていない場合。
16. 部品の部分盗難（タイヤ、バッテリー、ナンバープレートのみ盗まれた等）。
17. 回送費用・入れ替え費用及び転落事故等による車両の引き上げ費用（クレーン代等）。
18. クレーン付車等のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害。
19. 塗料、生コン、アスファルト等の付着による汚損、溶接等の火花による損害。
20. 軟弱地盤でのアウトリガージャッキ下に敷板を使用しなかったことによる損害。
21. オイル不足やオーバーヒート等によるエンジン焼付等。

※なお、弊社の車両損害補償は一般の車両保険の補償内容とは、相違する場合がございます。



例 欠陥・摩耗・腐食・塩害・さび・かび・虫食い、その他自然の消耗による損害。

●●●補償対象外事故例●●●

- 1 クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった。



- 2 軟弱地盤において、敷板を使用しなかったために、アウトリガージャッキを破損してしまった。

- 3 レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった。

- 4 除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。

- 5 エンジンの不調がわかっていにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった。

- 6 レンタル車両のタイヤがパンクしてしまった。





動 産 バ ッ ク ア ッ プ サ ー ビ ス

〔動産バックアップサービス〕 レンタル機械使用中に発生した不慮の事故により機体本体への損害が発生した場合にお役に立ちます。

《緊急サービス》

■**対象機種** 建設機械・小物類等(登録ナンバー付車両・対象外機種等を除く)

■**補償内容** 代替機種および修理サービスを提供いたします。

■お客様ご負担金

部分損害事故……………1事故につき5,000円～50万円

全損／盗難事故……………1万円～300万円

注＞同一現場で2回以上盗難事故が発生した場合には、お客様ご負担金は2倍となります。

■補償対象事故

1. レンタル機械の**通常作業中に発生した事故**^{※d}による損害。
2. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における**火災**による損害(地震を原因とする火災を除く)。
3. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における**盗難**^{※e}による損害。
4. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における**いたずら**による損害。
5. レンタル機械の**運送中の事故**による損害(運送会社による運送中の事故を除きます)。
6. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における**風災**による損害。

※d 通常作業中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故。
故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

※e 盗難とは警察への届け出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です。

●●● 補償対象事故例 ●●●

1 作業中に油圧ショベルが操作ミスで横転し、キャビン
を破損してしまった。

2 現場に置いてある建設機械
が盗難されてしまった。

3 お客様の車両で運送中、
誤って建設機械を荷台から
落としてしまい破損してし
まった。

4 現場で保管していた油圧シ
ョベルが放火され、全焼し
てしまった。

5 油圧ショベルで作業中、誤
ってアームをぶつけてしま
い破損してしまった。



▶〔動産バックアップサービス〕の続き

■主な補償対象外事故 11ページ「ユナイトバックアップサービス共通対象外規定」参照。

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの(作動油・オイル・冷却水・安全装置等)。
2. 詐欺・横領、強盗等犯人が特定できる犯罪による損害。
3. 不適当な管理状況(鍵を付けたままでの放置等)での盗難による損害。
4. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
5. バケット、ツース、バーフィーダー等消耗品や管球類(ライト)等の単体損害。
6. 凍結による損害(凍結によるスリップ事故は除く)。
7. お客様の誤った電氣的・機械的操作に起因する損害(エンジン焼付け等)。
8. 欠陥・摩耗・腐食・塩害・さび・かび・虫食い、その他自然の消耗による損害。
9. 塗料、生コン、アスファルト等の付着による汚損、溶接等の火花による損害。
10. 燃料の種類及び混合比を間違えた事による、エンジンの焼付け損害。
11. 所轄警察へ盗難届けが出されていない場合。
12. 置き忘れ、紛失による損害。
13. 部品の部分盗難(バッテリーのみ盗まれた等)。
14. ガラス・ゴムクローラー・ゴムベルト・タイヤ・バーフィーダー等の単体破損。
15. 対象外機種の事故。
16. 回送費用・入れ替え費用及び転落事故等による機械の引き上げ費用(クレーン代等)。
17. 危険行為による損害(事故が予見できる行為)。
18. 許容荷重を超えたクレーン作業で生じた損害。
19. 高さ制限確認不足、ブームの格納忘れ等により機体に生じた損害。



例 燃料の種類及び混合比を間違え
エンジンの焼付けを起こした。



例 置き忘れ、紛失による損害。

●●● 補償対象外事故例 ●●●

1 クレーン仕様油圧ショベル
での吊上げ荷重オーバーに
より、アームを破損してし
まった。

2 クレーン仕様でない油圧シ
ョベルで吊上げ作業を行い、
アームが曲ってしまった。

3 油圧ショベルで作業中バ
ケットで自機のガラスの
み破損してしまった。

4 油圧ショベルのバケットで
杭打ち作業を行い、シリン
ダーが曲ってしまった。

5 台風が来ることがわかって
いたにもかかわらず回避義
務を怠った為に、風水災事
故が発生した。



〔動産バックアップサービス〕次ページへ続く ▶



賠償責任バックアップサービス

〔賠償責任バックアップサービス〕 レンタル機械(登録ナンバー無)使用中に第三者へ損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生した際のサービスを提供します。

《安心サービス》

■**対象機種** 油圧ショベルやブルドーザー等の登録ナンバー無の自走式建設機械
(搭乗できる自走式建設機械に限る)

■補償金額

- 対人1名……………1億円
- 1事故……………3億円
- 対物1事故……………1,000万円

※ ユナイトバックアップサービスの「安心サービス」につきましては、当社と保険契約を締結している損害保険会社が補償を提供いたします。

■お客様ご負担金

- 対人……………10万円／1事故
- 対物……………10万円／1事故

■補償対象事故

- レンタル機械(登録ナンバー無)での作業中の操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により負担すべき法律上の賠償責任(賠償責任バックアップサービスで定める範囲内)を負担された場合に被る損害の補償を受けられます。

1. お客様及びお客様の現場においてこの補償内容と重複する同様の保険^{※f}に加入されている場合、その保険を優先使用させていただきます(対人・対物とも)。(当社規定「現場保険確認書」の提出が必要)
2. 人身事故の場合、自動車保険、自賠責保険、労災保険、労災上乗せ保険の優先使用を前提とさせていただきます。
3. 示談につきましては、必ず弊社とご相談の上、お客様が進めていただきます。弊社へ届け出無しに示談された場合、補償できない場合がございます。

※f 同様の保険とは労働者災害保険(労災)各種賠償責任保険(請負業者賠償責任保険・施設賠償責任保険)工事保険(現場保険)などを指します。

●●●補償対象事故例●●●

- 1 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。

- 2 油圧ショベルで旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけ破損させてしまった。

- 3 ローラーで作業中、操作を誤って下請け人にケガを負わせてしまった。

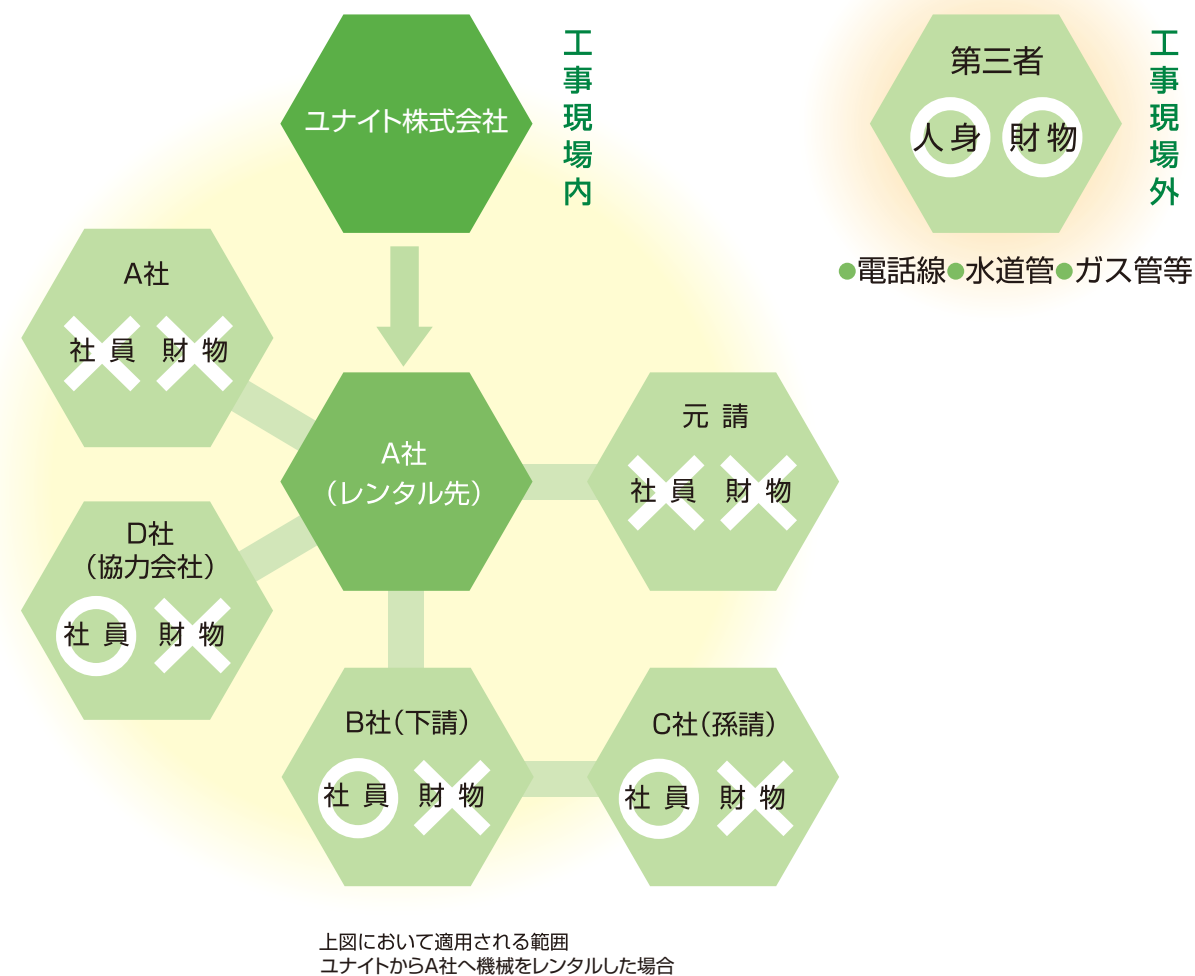
- 4 クレーンで旋回中、誤って電線に触れ、切断してしまっ



〔賠償責任バックアップサービス〕次ページへ続く ▶

▶ 〔賠償責任バックアップサービス〕の続き

■賠償責任バックアップサービスの適用範囲解説



オペレーター	適用範囲	
	人身(従業員)	財物(会社所有)
A社 社員	B・C・D (A社社員以外)	第三者の財物のみ(A～Dは全て対象外)
B社 社員	A・C・D (B社社員以外)	
C社 社員	A・B・D (C社社員以外)	
D社 社員	A・B・C (D社社員以外)	

●●●適用される範囲の例●●●

1. A社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。…………… × 対象外
2. A社のオペレーターがB社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。…………… ○ 対象
3. A社のオペレーターがA社の自動車を、油圧ショベルで破損させてしまった。…………… × 対象外
4. A社のオペレーターがB社の自動車を、油圧ショベルで破損させてしまった。…………… × 対象外
5. B社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。…………… ○ 対象
6. A社のオペレーターがユナイトの機械で、A社がユナイト以外からレンタルした機械を破損させてしまった。…………… × 対象外
7. A社のオペレーターがユナイトの機械で、B社がユナイト以外からレンタルした機械を破損させてしまった。…………… × 対象外

上記概略図及び例示はあくまでも一例であり、実際の事故に際しましては、請負契約の形態・賠償責任関係について精査の上、判断させていただきます。

〔賠償責任バックアップサービス〕次ページへ続く ▶

■ 主な補償対象外事故 11ページ「ユナイトバックアップサービス共通対象外規定」参照。

1. 賠償責任バックアップサービスにて取り決めている賠償額を超える分の損害。
2. 事故を起こした人と死傷した被害者が父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。
3. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。^{※g}
4. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合（他社の自動車を破損した等）。
5. 加入者の請負っている工事対象物そのものの損害（建築中の建物を破損した等）。
6. 加入者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害。
7. 掘削工事に伴う、
イ）土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物（収容物等含む）、植物および土地の損害について負担する損害賠償責任。
ロ）土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物、その収容物もしくは土地の損壊について負担する損害賠償責任。
8. 登録ナンバーが付いていない建設機械等での公道自走中の事故。
9. 重大な法令違反によって生じた損害。

※g 他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません。



例 登録ナンバーのない自走式建設機械で公道を自走中、車と衝突し、相手の車が大破してしまった。

●●● 補償対象外事故例 ●●●

1 強風によりハウスが転倒し、第三者の車が破損してしまっただ。

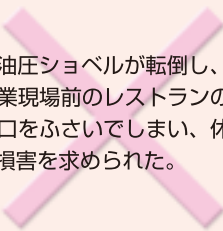
4 油圧ショベルで下請けのダンプに残土の積み込みを行っていた際、誤ってダンプのボディを破損させてしまった。



2 事故を起こした人と死傷した被害者が会社同僚の場合。



3 油圧ショベルが転倒し、作業現場前のレストランの入口をふさいでしまい、休業損害を求められた。



ユナイトバックアップサービス共通対象外規定

1. 「ユナイトバックアップサービス」に加入されていない場合。
いかなる場合も補償対象とならず損害額全額をお客様にご負担いただきます。
2. 被補償者業務に従事中の使用人に対する損害。
3. 被補償者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定或いは取り決めがある場合、その約定或いは取り決めにより加重された賠償責任。
4. 無断で転貸し、発生した損害。
5. 故意、重大な過失または、飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。
6. 詐欺・横領・強盗等犯人が特定できる犯罪による損害。
7. 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為または犯罪行為。
8. 差押え・徴発・没収・破壊等、国又は公共団体等の公権力の行使によって生じた損害。
9. じんあい・騒音・核汚染等によって生じた損害。
10. 有害物質（アスベスト類）飛散による損害。
11. 放射能汚染による損害。
12. 水没・埋没等で現物の回収が困難であり、実損害が確認できない場合。
13. 地震・噴火・津波によって生じた損害。
14. 風水災事故が予見できたのに回避義務を怠った事による損害。
15. 置き忘れ・紛失等による損害。
16. 事故に関わる間接損害。^{※h}
17. 常時地面に接する部分の損害。
18. 燃料物質等により生じた損害や傷害。
19. レンタル機械及び車両を無断で改造又は装置取り付け等を行った場合や、行った事による事故の損害。
20. 弊社の「建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約書」の条項に違反して使用された場合による事故。
21. 車両系運転技能講習修了資格・運転免許証を有しない者の運転操作による事故の損害。
22. 事故発生時の連絡が遅延した時、「ユナイトバックアップサービス」の補償が受けられない場合があります。
23. 日本国外で発生した事故、等。
24. お客様が運転中の自動車・建設機械操作ミス等により現場内留め置き機械（弊社レンタル車両・建設機械）に生じた損害。
25. お客様の手配する運送会社による運送作業中のレンタル機体本体に生じた事故及び運送中に発生した賠償事故による損害。
26. 各サービスの補償限度額を超過する部分の損害。（被害者との示談等に当社は一切関与いたしません。）

※h 事故発生時のレンタル機械及び車両の入替費用、代替レンタル機械及び車両のレンタル料金、事故レンタル機械及び車両修理期間休業補償費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。



例 飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。



例 詐欺・横領・強盗等犯人が特定できる犯罪による損害。



例 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為または犯罪行為。



例 地震・噴火・津波によって生じた損害。



万一事故が起こったときは

1 まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

2 路上等の危険防止を

交通事故が発生した場合は、二次災害を防ぐため車両を安全な場所へ移動させて下さい。また、物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

3 警察へ事故の届出を

- ① 自動車事故の場合は必ず警察へ届けて下さい（人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。公道上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。）。
- ② 盗難事故（車両・機械等）の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をして下さい。届出署、盗難受理番号、届出日等を後日お知らせいただきます。
- ③ その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をして下さい。

4 ただちに弊社営業所までご連絡を（P.13の事故報告書をご利用ください）

13ページの事故報告書（コピーしてご使用下さい）に必要な事項を記入いただき弊社担当営業所へ事故報告を行って下さい。

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡下さい。

- ① 事故発生の日時
- ② 事故発生の場所
- ③ お客様の氏名・住所・連絡先（TEL、FAX、担当者名）運転者氏名・お客様との関係・運転免許証または資格証のコピー・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。
- ④ 事故の状況（交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度等も）
- ⑤ 相手の住所、氏名、会社名、電話番号等
 - 物損事故…車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
 - 人身事故…ケガの内容、病院名、電話番号
- ⑥ 搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号

※人身事故の場合は、特に被害者の方へのお見舞いをして下さい。

- ⑦ 営業所への連絡が取れない場合は
三井住友海上事故受付センター フリーダイヤル：0120-258-365にご連絡下さい。
ユナイテのレンタカーを使用中の事故である事ならびに自車両の登録ナンバーを伝えて下さい。

※自動車事故に限る

《ご注意!!》当事者間での示談交渉は、絶対になさらないようお願いします。
万一、当事者間で示談交渉をされてしまった場合、補償対象外となる可能性がございます。
補償対象となった場合でも、示談内容全てを補償できるとは限りませんのでご注意下さい。

バックアップサービスに関する個人情報の取り扱い

1. ユナイテ株式会社（以下当社という）は当社と保険契約を締結している損害保険会社および保険代理店にユナイテバックアップサービスの目的を達成するために、バックアップサービスに関する個人情報を提供する事があります。
2. 損害保険会社および損害保険会社のグループ各社ならびに保険代理店はバックアップサービスに関する個人情報利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医療機関、補償金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供する事があります。
3. 当社におけるマーケティング調査・分析、お客様満足度調査並びに各種取扱商品及びサービス等の研究開発のため利用する事があります。
4. 当社グループ会社との間で各種補償制度、事故内容の分析・サービス等の提供のため共同して利用する事があります。
5. その他、お客様とのお取引等の適切かつ円滑な履行のため利用する事があります。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願いします。

必要箇所を記入のうえ、弊社担当営業所へ報告ください。

紙面が不足する場合は、別紙に追加記載をお願いいたします。

お客様報告用

記載日 年 月 日

記載者

事故報告書（盗難事故含む） （人身・物損・盗難）

お客様会社名	ユナイテ担当営業所名		
発生日時	AM PM 時 分		
事故車両	車種（機械）名	登録No	
事故場所	届出警察		

UNITEバックアップサービス（○を記入）	加	入	非	加	入
-----------------------	---	---	---	---	---

お客様事故担当窓口

会社名	お名前	TEL
-----	-----	-----

※お客様事故窓口担当者様へは、代理店ベストクリエイトより、事故状況等の確認及び問い合わせを差し上げます。

当 方	運 転 者 名			
	住 所 (電 話)	TEL		
	会 社 名 (所 属)	所属		
	会 社 住 所 (電 話)			
	ケ ガ の 程 度			
	損 害 の 程 度			
	同 乗 者 ・ ケ ガ の 程 度	同乗者名:	ケガ:	
	保 険 会 社 名 ・ 代 理 店	三井住友海上 代理店 『ベストクリエイト』	TEL	03-5733-7788
修理工場 (担 当 ・ 電 話)	担当	TEL		

事故の相手方	相 手 方 氏 名			
	被害物(車の場合はNO)	車種名:	登録No.	
	住 所 (電 話)	TEL		
	会 社 名 (所 属)	所属		
	会 社 住 所 (電 話)	TEL		
	損 害 / ケ ガ の 程 度			
	同 乗 者 ・ ケ ガ の 程 度	同乗者名:	ケガ:	
	保 険 会 社 名 ・ 代 理 店	TEL		
	修 理 工 場 (担 当 ・ 電 話)	担当 TEL		
	病 院 名	TEL		
	そ の 他 の 被 害			

* 盗難の場合にも、必ず警察への届出をお願いいたします。

盗難受理番号 番 盗難届申告者名 届出日

〈事故概要〉

〈事故概略図〉

* 5W1H（何時 どこで 誰と誰が 何を なぜ どのように）
を用い 分かりやすくご記入いただきますようお願いいたします。

個人情報の取り扱い

1. ユナイテ株式会社（以下当社という）は当社と保険契約を締結している損害保険会社および保険代理店にユナイテバックアップサービスの目的を達成するために、バックアップサービスに関する個人情報を提供する事があります。
2. 損害保険会社および損害保険会社のグループ各社ならびに保険代理店はバックアップサービスに関する個人情報利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医療機関、補償金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供する事があります。
3. 当社におけるマーケティング調査・分析、お客様満足度調査並びに各種取扱商品及びサービス等の研究開発のため利用する事があります。
4. 当社グループ会社との間で各種補償制度、事故内容の分析・サービス等の提供のため共同して利用する事があります。
5. その他、お客様とのお取引等の適切かつ円滑な履行のため利用する事があります。

お客様負担金のご案内

事故発生の場合は、事故の形態や内容によりお客様負担金が発生いたします。詳細は別途ご案内申し上げます。

事故内容によりましては、休車料をご請求させていただく場合がございます。